

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

緊急事態宣言が発令されました

家族や地域を守るために責任ある行動をお願いします

4月7日、内閣総理大臣から東京都に緊急事態宣言が発令されました。宣言を受け、東京都知事から東京都緊急事態措置が出されました。区民や事業者の皆さんのご協力をお願いします。

問合せ 総務企画課総務係 ☎内線2211

東京都の緊急事態措置の概要

■ 期間

5月6日(休)まで

■ 都民に対し徹底した外出自粛の要請

医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤等、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等が要請されました。

- ▶ 食料品・医薬品等の生活必需品を購入するための外出は制限されません
- ▶ 公共交通機関の運休等は要請されません。性急な帰省等の移動は控えてください
- ▶ テレワークを活用する等、できるだけ在宅勤務をお願いします

■ 事業者に対する施設使用・イベントの制限等の要請

感染防止のため、施設使用・イベント開催の制限が要請されました。

また、社会生活を維持するうえで必要な施設等は、適切な感染防止対策を施し、使用するよう要請されました。

- ▶ 基本的に休業を要請する施設：娯楽施設、遊戯施設、一部商業施設等
- ▶ 施設の種別によって休業を要請する施設：文教施設、社会福祉施設等
- ▶ 社会生活を維持するうえで必要な施設：医療施設、食料品、飲食店、交通、金融機関等

※具体的な内容等は、4月7日現在、都と国で調整中（変更の可能性あり）

■ 東京都緊急事態措置相談センター

改正新型インフルエンザ等特別措置法に定める要請・指示等の措置に対する都民や事業者の疑問や不安に対応するため、コールセンターを設置しています。

時間 午前9時～午後7時 ※(土)・(日)・(祝)等を含む

電話 (5388) 0567

命を守るための行動をお願いします

新型コロナウイルス感染症の拡大が世界で続いています。区でも不要不急の外出自粛や手洗い・うがい等の感染症予防の呼びかけをはじめ、区主催イベントの中止、小中学校等の臨時休業、区施設の一部休止やサービス縮小等、拡大防止のためのさまざまな対策を行って参りました。これまでの区民の皆様のご協力に心から感謝いたします。

今般、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が4月7日に内閣総理

大臣から発令され、東京都知事から「緊急事態措置」が出されました。

これを受け、区では5月6日までのイベントの中止、区施設の休止、小中学校の休業期間の延長等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の一層の強化に取り組んでいます。

今回の措置は、人と人との接触をできる限り避けるための要請です。食料品や医薬品等、生活に必要なサービスは提供されますので、区民の皆様におかれまして

は、引き続き冷静な対応をお願いします。

そして、これまで以上に不要不急の外出を控えていただき、「密閉空間」、「人の密集」、「近距離会話」を避けていただきますようお願いいたします。やむをえず外出する際には、行列等を作らず、他の人との間隔を約2m確保するよう努めてください。

大切な家族や仲間、地域、ご自身の生命を守る上で、区民の皆様一人ひとりの慎重で責任ある行動が何よりも大切です。

これからも、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、一日も早く終息できるよう全力を尽くし



荒川区長 西川 太一郎

て参りますので、区民の皆様におかれましては、何とぞご理解とご協力をお願いします。

最後になりますが、区民の生命を守るために医療の最前線で、日夜、奮闘している医療関係者の皆様に荒川区民を代表して敬意を表し、心から感謝を申し上げます。